

平成22年10月15日

「株式会社日本政策金融公庫法施行令の一部を改正する政令案」に対する  
意見

全 国 銀 行 協 会

日本政策金融公庫 国際協力銀行の業務範囲など、政策金融機関のあり方については、「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）に盛り込まれた「パッケージ型インフラ海外展開」のような官民連携の国家戦略プロジェクト等における、民間では担えないリスク負担（量的補完を含む）や新たな市場創出のための呼び水効果等では意義が認められます。本改正に沿った個別案件の取り組みに当たっては、官民協調融資組成に係る協議を通じて、日本政策金融公庫による融資の必要性およびその規模について十分な協議・検証を行う必要があります。

このように、「官業は民業の補完に徹する」という公的部門の本来果たすべき役割・目的を十分に踏まえた制度設計ならびに業務運営を確保すべく、公庫と民間金融機関の密接な意見交換等を通じ、必要に応じて見直しを行っていくことが重要であると考えます。

以 上